

議員全員協議会會議録

平成27年2月6日

宮 古 市 議 会

平成27年2月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(2月6日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項（1）	3
閉 会	14

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成27年2月6日（金曜日） 午後 1時00分
場 所 議事堂 本会議場

事 件

〔説明事項〕

- (1) JR山田線について

出席議員（26名）

1番	今 村	正 君	2番	小 島	直 也	君
3番	近 藤	和 也 君	4番	佐 々 木	清 明	君
5番	白 石	雅 一 君	6番	鳥 居	晋	君
7番	中 島	清 吾 君	8番	伊 藤	清	君
9番	内 館	勝 則 君	10番	北 村	進	君
11番	佐 々 木	重 勝 君	12番	須 賀 原	チ エ 子	君
13番	高 橋	秀 正 君	14番	橋 本	久 夫	君
15番	古 館	章 秀 君	16番	工 藤	小 百 合	君
17番	坂 本	悦 夫 君	19番	佐 々 木	勝	君
20番	落 合	久 三 君	21番	竹 花	邦 彦	君
22番	松 本	尚 美 君	23番	坂 下	正 明	君
24番	茂 市	敏 之 君	25番	藤 原	光 昭	君
26番	田 中	尚 君	28番	前 川	昌 登	君

欠席議員（2名）

18番	長 門 孝 則 君	27番	加 藤 俊 郎 君
-----	-----------	-----	-----------

説明のための出席者

説明事項（1）

市 長	山 本 正 德 君	副 市 長	山 口 公 正 君
企 画 課 長	山 崎 政 典 君	企 画 課 主 査	西 村 泰 弘 君
企 画 課 主 任	根 市 昇 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	上 居 勝 弘	次 長	佐 々 木 純 子
主 任	菊 地 政 幸		

開 会

午後 1時00分 開会

○議長（前川昌登君） ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

ただいままでの出席は25名でございます。会議は成立しております。

次第に従いまして会議を進めてまいります。

説明事項（1）JR山田線について

○議長（前川昌登君） 説明事項の1、JR山田線についてを説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） それでは、JR山田線につきまして、私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

昨年12月24日に開催されました第3回沿岸市町村首長会議におきまして、山田線の三陸鉄道による運営という提案を受け入れることに合意をいたしております。また、12月26日には、提案を受け入れることをJR東日本に伝え、山田線の復旧に向けた基本的な部分についてJR東日本との合意に至ったところであります。その後、合意に基づいて取り交わす書面の内容につきまして県が窓口となってJR東日本と協議してまいりましたが、このたび協議が調いましたので、本日はその内容を説明させていただきたいと思います。移管協力金の活用方法など今後検討していく部分はございますが、この基本合意によってようやく鉄道を復旧させるという方向が決まりましたので、今後、鉄道の早期復旧に向けて足踏みしていた取り組みを加速させていきたいと考えております。基本合意に基づく書面の内容につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） それでは、資料の説明に入る前に、今回の経緯について、まずご説明を申し上げます。

先月14日に、昨年末のJRとの合意の経過につきまして総務常任委員会にご報告させていただいたところであります。私としてもその後の覚書の締結に関しましては、会議などを経た上で行われるものと理解しておりました。ところが、先月23日に、突然、3月7日に宮古で安全祈願祭を行うという新聞報道がされました。もちろん市としてもその時点でそのような内容は把握しておらず、後ほどJRからそのとおり考えているとの口頭説明があつただけで、現時点でも具体的な実施内容は示されておりません。

そうした中、先月30日にJR東日本から県知事に基本合意書と覚書を締結したいという申し出があつたものであります。そこで、その内容を確認したところ、12月24日の第3回沿岸市町村首長会議で確認した内容をそのまま文書化したものであったことから、市としてもこの合意書を受け入れたいということで本日の説明になつたものであります。

それでは、資料をごらんいただきたいと思います。

まず、資料の1ページにつきましては、昨年の全協で示した以降、12月24日の第3回沿岸市町村首長会議、それから、12月26日、知事、山本市長、そして三鉄の社長がJRに赴いて報告したこと、そして今回の合意書及び覚書の締結の部分を主な経過として記載させていただいております。

なお、下のほうになお書きとして、沿岸市町村と沿線市町ということで表記をしております。これは今後も

こういう形で使っていくと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページの合意内容の左側の部分に関しましては、12月24日の会議に向けて昨年の12月17日に同じような、議会、全員協議会で説明させていただいたものと同じでございます。一部、条文の関係で並び順を変えているところはありますけれども、基本は同じでございます。そして、この12月17日に議会にお示ししたものが今回の基本合意書でどのようになっているかというのを右のほうに対応条項ということで掲げております。それぞれの提案の受け入れた部分が何條に書いているかといった対応表ということになります。

それで、3ページ目が具体的な基本合意書と覚書の内容でございます。

まず、締結者についてご説明申し上げます。締結者は甲を岩手県と宮古市、山田町、大槌町、釜石市としております。この基本的な考え方は、今回、鉄道資産等の譲渡を受けたりする部分に関しては、県と4市町であるというJRの基本的な判断でございまして、県と4市町も基本的にはそのとおりということでございます。したがいまして、先ほど説明したこれ以外の沿岸市町村につきましては、JRを入れないこれから協議というふうになりますので、今回の締結者の甲は県と4市町、それから、乙が三陸鉄道、そして丙がJR東日本ということになります。

まず、条文でございますけれども、条文には、JR山田線の宮古釜石間の鉄道復旧に関して持続的な鉄道とすることを目指して合意をするということを書いております。

第1条が鉄道による復旧ということで、JRは山田線を鉄道で復旧し、三陸鉄道は山田線を含めて一体運営を行うという内容でございます。

それから、第2条は、JRが山田線の鉄道施設の復旧について、その費用を負担するということでございます。それから、2項は、復興まちづくり事業等に伴い増加する復旧費用については甲または乙、といつても基本的に乙はないんですけども、沿岸4市町が負担すると。この第2条の内容につきましては、これまでの経緯の中で、山田線の復興調整会議で既にこういった形での整備を行う、いわゆる140億と70億円の内容をここに記述したものでございます。

第3条は鉄道施設と鉄道事業に要する土地、これを甲に無償で譲渡するということで、甲の中には当然岩手県も入っております。これをどういう形でというのは、現時点でも詳しい内容といいますか、まだ基本的な部分も詰めていないということになります。

次が第4条で、移管協力金30億円を甲に提供するということでございます。ただ、ここの解釈は、岩手県と4市町にだけ30億をやるという解釈にはならないというふうに考えておりますが、基本的には対象となる山田線宮古釜石間ということですので、そういった部分も含めて、今後、これらにつきましては、冒頭に市長が説明をしましたとおり、県と12市町村、三鉄で協議をしていくという内容になると思います。

次に、車両の譲渡、第5条でございますけれども、山田線の運行に必要な車両をJRが甲に無償で提供するということになります。この場合、甲というのは県ないし4市町でございまして、なぜ三鉄がやらないのかという疑問も生ずるかと思いますが、民間から民間へ無償譲渡いたしますと、譲渡された三陸鉄道側に税金がかかります。そこで、いわゆる自治体のほうに寄附をすると、こういう考え方でございます。

次に、第6条は復旧後の運営の効率化、三陸鉄道と甲と丙、したがいましてJRもこれに協力をするという内容でございます。

それから、第7条が基盤の強化でございまして、乙、三陸鉄道が所有する鉄道施設と同程度の水準までに鉄

道施設の強化を行うということを示しております。

第8条が利用促進関係で、山田線の利用促進は基本的に地元の県、自治体と三鉄が行い、JRは観光キャンペーング等で支援をするという内容でございます。

第9条は人的支援で、あくまで三陸鉄道が要請した場合には支援を行いますという内容でございます。

なお、第10条は意見の取りまとめということで、甲の意見の取りまとめは岩手県が行うということをはつきり、JRのほうではどこに相談をすればいいのかというのを示してほしいという内容になるかと思います。

次に、右のほうの覚書でございますけれども、覚書については、JRが基本的に基本合意書で不足する部分を覚書という形で締結したいということを示しております。

内容的には第2条に対応した、特に2項の部分ですけれども、津波からの避難道を地元が必要とする場合は、その避難道等の設置費用もいわゆる復興まちづくり事業等ということで、甲または乙が負担するものだということを明らかにしております。

それから、3項目は移管協力金ですけれども、基本的に営業費用と運休補助等に対する協力金であるということを明示しております。

それから、4項が車両ですけれども、新造車両8両あるいは当該車両の購入費用相当額の金額ということで、こここの部分は、これまで協議してきた部分よりもJRさんは一步踏み込んだ内容になっているかなというところでございます。

それから、6項ですけれども、鉄道施設の判断、強化の判断ですけれども、これをレール、枕木、土工、トンネル、橋梁等の一部ということで、基本的に全部というふうには書いておりませんので、こちら辺もまた全て協議の内容になるということになります。

それから、8項目が合意書では書いていなかった甲、乙、丙ともに協力して国に支援を要請するという、こういう内容でございます。

12月17日に説明をさせていただきました。そして24日に基本的に第3回の会議で合議した内容、今回ご説明いたしました基本合意書、覚書はその範囲を超えるものではないというふうに思いますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について何かご質問があれば挙手願います。

松本議員。

○22番（松本尚美君） すみません。ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、鉄道施設の復旧工事にかかる部分での公的資金、復興交付金だと思いますけれども、これは確約できているんですか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 鉄道は、復興交付金を使ってやる宮古市の対象は藤原地区の避難道、それから法の脇地区の津軽石の地区への侵入を防ぐ第2防潮堤みたいなもの、これについては既に、法の脇につきましても藤原につきましても復興庁との協議はほとんど調っておりますし、JRとも相当協議をしております。ただ、金額的な確定については、予算措置としてはまだされていないということで、おおむね、今、設計あるいは設計が終わった段階で、それらで額を確定していく段階だというふうに考えております。

ただ、12月26日のJRへの説明といいますか報告のときには、復興庁の菱田統括官も立ち合っていただいて、

山田線の復旧に係る経費については復興庁も最大限努力したいというお話をいただいておりますので、この点は安心しております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） そこはやはり確約といいますか、確実に担保されるというか確保できるか、これは大きな部分だと思います。額が額なだけに、やはりそこが大事だなと。安心しているような雰囲気ですが、気を抜かないようにお願いをしたいなというふうに思います。

それから、もう一点は、鉄道施設の強化です。強化も当然あるんですけれども改善もあります。これは以前にも指摘させていただきましたが、そういういったいわゆる河川であるとか排水路であるとか、場合によっては乗り越えの踏切部分です、そういう部分、全般的に、当然今度は箇所箇所をピックアップして、個々に協議になるのかなというふうには思うんですけども、取り残さないようにやるべきだなというふうに思うんですが、そこの対応はどうですか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 山田線の復旧が見えましてから早急に建設課のほうにお願いしまして、山田線と交わる水路あるいは道路等、これらの部分を今洗い出ししております。その上で、鉄道の復旧工事と重ならない範囲の中で最大限、今とまっている間にやっていきたいと、こういうふうな考えであります。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） わかりました。

さつき、ちょっと加えて言ったんですが、踏切の狭隘の部分の拡幅とかそういった部分も当然入ってくるというふうに思いますので、鋭意努力をお願いしたいと思います。

それから、国への支援要請ということで8番目になりますが、これは今後、今やりとりして確認した分ももちろん含むのかもしれません、交付金の部分も。ただ、今後どういうことを想定してこういう項目が入っていくのか、参考までに教えてください。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 今後、いわゆる大雨とかそういった部分での災害ができた場合にどのような部分をやっていくのか。基本的には、JRは移管協力金の中で営業費用の前部分として災害復旧といった部分も書いてございます。現状として、三陸鉄道は災害復旧に対して国庫補助金を受けられる立場にはございます。したがいまして、その補助率等とかその他、現行より手厚い部分の支援、こういったものをあわせて求めていくと、そういう内容になるかと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） わかりました。

それから、私からは最後にしたいと思いますが、1ページの下段で沿岸市町村と沿線市町村を区別していると。これはこれで理解はしたんですが、三陸鉄道を一体的に運営、経営するということになると、移管された後、三陸鉄道が運営するということになってくると、そこから以降、やはり経営の問題が出てきますよね。ですから、今回、沿線市町村が主体になってJRさんと合意をして進めるということは理解はするんですが、運営を前提としたときには、当然、沿線市町村と一緒に、やはりこの今回の部分も当然、合意に至る部分も当然説明はちゃんとしていると思いますし合意は得ていると思うんですが、そういうリスクをじょっていくということを考えると、今後どういう、段階的なことはあるかもしれません、どういうスキームといいますかを

お考えなんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） そこにつきましてはまだ若干見えてこない部分もあります。沿岸市町村の中で、洋野から陸前高田まで入っておりますけれども、それぞれいわゆる負担の重さというのは違います。現状で言いますと、いわゆる関係市町村的な扱いになっておりますのが洋野、それから山田、大槌、陸前高田、こちらのほうは設備の補助等には全く負担金は出しておりません。それから、運営費の補助に一定程度、少なくて、正直言いますと80万ぐらいとか、それから三陸鉄道の強化促進協議会の負担金、こちらも関係市町村は正直言つて二、三万。これが今後、山田、大槌は関係市町村ではなくて沿線市町村になるわけですので、それらの負担がふえていくと。さまざまなケースが想定されます。

いずれ、まず第一義的には、現時点でもまだ三陸鉄道が、会社としては移管の受け入れを、法人として決定しているわけではございません。3月に取締役会議が開かれて、そこで議案になるというふうになっております。まず最初に出すべきは、今後の収支シミュレーション、そういったものをベースにしながら、今言ったような負担金のあり方とか運賃の激変緩和とか、そういうものを話し合っていくということになるかと思います。基本的にはそういうふうな考え方であります。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） わかりました。

ただ、最後というか、収支の部分についても以前に指摘した部分があります。これが見えないと。これも受け入れる判断の大きなポイントだということで、現状も出でていないとは思うんですが、これは早く出すべきだなど改めて思います。

それから、甲というのは県も含むということですが、甲は県も入った沿線市町村が主体ということ、それはそれでいいんですけども、今後、先を考えたときには、当然、この三陸鉄道が一体的に運営をする、運行をするということになったときに、今度は沿岸、沿線市町村と県の部分ですね。これは従前、今、運営している部分と今後、私から言えばいわゆるリスク、もちろんふえると思うんですけども、ボリュームが変わってきますよね。そうすると、さっきの災害復旧もそうなんですが、いろいろなものが考えられるわけですから、キャンペーンにしても何にしても、政策的な展開も含めて。それと、場合によっては赤字というか運営が厳しくなるという状況も将来予測されるですから、県との関係は、割合といいますかそういう部分については変化するものなのかどうか。そこはどうですか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 災害復旧等もそうですけれども、基本的には、県と市町村が負担する中で、基本的な考え方は県が半分、残り半分を先ほど言ったそれぞれ関与する自治体で割り返していると。その部分の基本的なスキームは、そういった議論をまだしていませんけれども、そこは変わらないだろうというふうに理解しております。

○議長（前川昌登君） ほかに質疑はありますか。

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 竹花です。

実は、きのう、私ども総務常任委員会は三陸鉄道の望月社長と意見交換をさせていただきました。このことについては、改めて議長のご配慮をいただいて、総務常任委員会として市長に申し上げたい、意見反映をして

ほしいという内容については後で申し上げたいというふうに思っておりますが、なぜ望月社長との意見交換を行ったかということにつきましては、1月中旬に市当局のほうから年末に第3回の沿岸市町村首長会議で合意をされた内容等々について説明を受けたわけであります。今後の対応とすれば、きょうお話があった基本合意あるいは覚書締結等が交わされていく、その時期は、その段階では、多分3月にずれ込んでいくのではないかという状況も実は山崎課長から話があつたわけであります。

したがって、私どもとしても、県がJR東日本との最終調整を行いながら一定の原案がつくられていく、その原案がつくられた中で沿線市町村や三陸鉄道とのいわばすり合わせをした上で合意書、覚書等が作成されていくものというふうに私たちは考えていたわけであります。とすれば、総務常任委員会としても、三陸鉄道が抱えている課題等についてしっかりと把握をしながら、必要であればその合意、覚書等に向けて意見反映すべきものがあればしていく必要があるだろうとの判断、認識から、実は1月に三陸鉄道の社長のほうに申し入れをして、きのうの意見交換会になったということであります。そういう意味で非常に私どもは、きょう説明を受けています、随分日程が早まっているなという状況の受けとめをしているわけであります。

それはそれとして、具体的な質問に入つていいかというふうに思っておりますが、先ほどの山崎課長の説明によれば、1月30日にJR東日本から県に基本合意書、覚書締結をしたいという申し入れがあつてというお話をありました。とすれば、ちょっと私は、受けとめ方は、きょう示されている基本合意あるいは覚書の文書内容というのは、これはJR東日本が示した内容だというふうに私は理解をしたわけでありますが、そういう理解でよろしいでしょうか。基本的にその点をお伺いします。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 基本合意書の中にも意見の取りまとめを岩手県ということで、その後、年が明けてからの協議経緯は、実は、正直言って我々もよくわからない部分もありますが、県とJRでは相当の協議はしたというふうに聞いております。その部分を沿線市町にも、24日の会議の内容とほぼ変わらないので、その点はご理解をいただきたいということでございました。直接、沿線の4市町がJRと協議したかと言われると、それはないというところです。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） そのことは私も想定がつくわけですが、問題は、きょう示されている基本合意書、覚書の内容は、これは要するにJRが出了したそのままの内容になっているのかということをちょっと確認の意味でお伺いをしているわけです。つまり、先ほどあったように、1月30日に締結をしたいという申し出がJRから県になされた。それがいわば、したがって、当然JRのほうがその基本合意文書、覚書内容を作成して、こういう内容でどうだということで県に示して、その内容はさっきもあったように、年末に合意をされた内容と同じ内容であるからいいということとして了解をしたいとの説明があつたわけですが、したがって、これは県等が、いわば、ある意味では、修正等も含めて手が加えられているものなのかどうか、そこら辺をちょっと私は確認をしたいわけです。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 岩泉線のときにもこういう形での覚書は締結させていただきましたし、その時点では関係自治体が宮古市と岩泉町だけでしたので、県と三者でJRと相対しながら話を詰めてまいりました。したがいまして、県がJRが出了したものをそのままのみにしたということではなく、その中では文章上の表現、その他の解釈の部分に関して、それなりのやりとりはあつたというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） これ以上申し上げません。

そこで、ちょっと覚書の内容について2点ほど、私、ちょっとお伺いをしたい点があります。

1つは、資料のJR山田線鉄道復旧に関する基本合意書・覚書の表があります。復旧工事の欄があります。わかりますか。そして、その覚書のほうに、鉄道施設復旧工事の欄がありますが、覚書の欄に「合意書第2条第1項に定める復旧に伴い新設する鉄道施設の基準は、乙における実施基準等によることを基本とし」という、そういう表現になっております。これはいわばどういう意味かということなわけですが、文字どおり従来、これまでの当局の説明を受けてきたニュアンスでは、三陸鉄道の標準規格である枕木のコンクリート化、あるいはレールを50Nというといった規格の高いレールに切りかえていく、そういう理解の文書でいいのかどうなのかということなわけです。ここでいう、乙における、つまり「三陸鉄道における実施基準等によることを基本とし」という意味は、どう理解をすればいいのだということなわけです。まずこのことが、ちょっと私は、これを読んでいて、先ほど私が言ったような三陸鉄道の標準規格に、いわば復旧工事をする際は切りかえていくのだという内容のもので、そういうものを表現している内容のものかどうかということをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） ここで書いてあります鉄道施設の基準というのは、基盤のことではございません。あくまで車両を走らせたりする場合の、いわゆる運営とか保守、そういうものを三陸鉄道がやりやすいようにという意味での、三陸鉄道のやり方に沿った基準でつくっていきたい、改良していきたいと。今、竹花委員がおっしゃった部分は鉄道施設の強化のほうに該当するということになります。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 了解をいたしました。

そこで、今、山崎課長がおっしゃった下の欄に、JRからの支援内容に鉄道施設の強化というところがあります。覚書6に、「今、山崎課長からお話があったように「レール、マクラギ、土工、トンネル、橋りょう等の一部とする」、鉄道施設の強化の対象ですね、こういう表現があります。私が引っかかっているのは、先ほども、これはJRが書いた文書そのものなのかという意味は、ここで言っている「一部」という表現なんです。

つまり、これまで私どもが説明を受けてきたJRの支援内容というのは、文言上は一定の軌道強化と、こういう表現がありました。「一部」という表現あります。つまり、三陸鉄道が求めている軌道等の強化については一定程度しっかりと、さっき言ったコンクリートの枕木とか、そういったものの基盤強化については一定程度軌道強化をしていくというのがこれまでのJRから示された支援内容であります。ここでは「一部」、これはちょっと表現の問題ですね、強化の対象という問題が前段に入っていますから、ちょっと私も理解をしにくいわけですが、仮に私が懸念をしている従来の一定程度の軌道強化をするという表現が一部、その対象は一部ですよと、こうなっているとすれば、全く意味合いが違ってくるというふうに私は受けとめているわけですよ。したがって、こここの意味はどう解釈をすればいいんですかということを私はお聞きをしたいわけです。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 言葉の解釈ですので、我々も県とJRとの協議の中に入っていたわけではないですけれども、県のほうの解釈とすれば、これまでの一定の整備というものと基本的に変わってはいないという

ころは確認しております。

ちなみに三陸鉄道ですと、現状ですと、レールの関係で見ますと50N化の率が56%、あるいはバラスト関係で碎石化率ですと100%、あと、いわゆる今おっしゃったスラブ軌道その他、スラブも三陸鉄道全部ではなくて、あくまで長大トンネル等でスラブ軌道を採用しているわけですけれども、三鉄の要望は、スラブはまた別ですけれども、50N化とか枕木のPC化、これらはできれば最大限全部やってほしいという部分がございました。ただJRは全部とはいきないと。これについても、基本合意と覚書を締結してもまだ協議の余地はあるというところでございますので、今言ったパーセンテージ的に三鉄が望む部分とJRとの間で綱引きという形は、今後も続していくというふうな考えであります。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 山崎課長がおっしゃっている意味は私も重々、ただ、問題はやっぱり、文言の表現の意味も含めて、だからこそ私はやっぱりある意味では今回の県の姿勢というのはいかがなものかというふうに思っているわけであります。ある意味ではそういうふうに事前のすり合わせとか、きちんと沿線自治体や三陸鉄道が集まった上で、こういった合意内容文書についてもしっかりとすり合わせをした上で、お互いに理解をした上で、文書の合意、締結、調印につなげていくべきものと、私はそういうふうに思っているわけです。そのことが行われていないままに、いわばそういう方向に行っているわけでありますから、私は非常にそういった意味では、この文書合意に向けた進め方というものについては、非常に違和感を感じているわけあります。

それはそれとして、別にこれは市に責任があるわけではないというふうには思っておりますが、当然議会側としてもこういう説明を受け、いろいろな議論が出て当然でありますし、これはどういう内容のものだ、あるいは将来にしっかりと食い違いが起きないのかという文言の問題も含めて、いろいろ当然これは意見が出るわけでありますから、ぜひそういった食い違いのない、お互いにしっかりと理解をし合う合意形成をする上でも、私はそういう場が、本当は事前のすり合わせをすべきではなかったのかというふうに思っております。市長にもこれはお伺いしたい。どうでしょう、本来はやっぱり私はそうすべきであったのではないかというふうに思っているんですが、市長はどうですか。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） この間の基本合意に従って、これを文書化することは、ある程度県のほうにお任せしていたというのが事実であります。いろいろな、これでもって内容が変わらるようであれば、やはり、もうちょっと本当に時間があればよかったのかもしれません、実際問題として内容に不備がない、同じ内容であるということが確認できればいいのではないかというふうに私は思っております。これが最初の、基本合意の内容と変わったということであれば、やはり我々もその場に立って、いろいろな議論をしながら覚書に移るものだというふうに私は認識をしております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中尚君） ただいまご説明いただきました資料の3ページ、鉄道施設強化の部分でお尋ねしたいと思います。

ここに、いわば鉄道施設の強化の時期が特定されております。つまりJRは、原則として鉄道施設の譲渡期日までに強化に係る部分について行うんだということが覚書に明記されるようですが、参考までに伺いますが、この譲渡期日というのは、現時点で大体どの辺が展望できているのかということを伺います。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 現時点では譲渡期日がいつかというのは明確にJRからは示されておりません。要するに、三鉄さんに渡した後も工事をさせてくれということではないと、こういう内容の文書だというふうに理解をしております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） その上のほうになるわけありますけれども、いわば「強化は、原則として」と。ここに「原則として」という文言が入ってくるというのは、非常にある意味、受けとめようによつては意味があるのかなと思っているんですが。ストレートな言い方をしますと、あえてこの言葉がなくても十分通じる内容でもあるわけなんですね。つまり、「丙による鉄道施設の強化は、鉄道施設の譲渡期日までに行うものとする」というのが通常の普通の文書だと思うんですが、あえてここに「原則として」というのは、いろいろ想定しがたい事由があらかじめある、あるいは覚書の締結時点になかなか詰め切れない部分がある、そういうふうに柔軟にJRに理解を示しながら、こういう表現になるんだということであれば私はよろしいんすけれども、確認のため伺います。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） こういった文書締結については、岩泉線の件で大分JRさんの考え方といいますか方法は勉強させていただきました。向こうは法律家が相当数ついておりまして、こういった文書にも相当のチェックが入っております。この原則の解釈なんすけれども、これは部分譲渡が考えられると。したがって、部分譲渡というのは、一部先行して譲渡をした場合にまだ工事をやつている可能性もあるので、そこを表現する意味で「原則として」というのが入っているという理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 理解いたしました。

それで、きのう、総務委員長からお話がありましたように、三鉄の望月社長と意見交換を行わせていただきました。今、私たちが問題にしているのは、いわば被災した区間、およそ16km、17kmかな、全線55.4kmのうちの十七、八km前後が被災区間で、これが復旧事業の対象になつてはいる。しかし、いろいろ三鉄におきましては現地調査を行つたところ、津波に關係ない場所でも、例えば土砂崩れが起きていて線路が埋まつてはいる、側溝が見えない、そういう場所もあるんですが、当然そこも、津波の被災箇所とは違うんですけども、引き渡すに当たつてはJRがきちんと直して、走れるようにして引き渡すというのが私は通常だと思っているんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） これも岩泉線の例を出して恐縮なんすけれども、岩泉線では鉄道車両を安全に走らせるために230億の費用が必要だと、こういう明言をしているわけでございます。山田線の宮古釜石間を全線、いわゆる地元に引き渡すということですので、そこは車両が安全に通れる場所でなければならぬ。そういう観点からすると、震災等に關係がなくとも、そういった部分については手を入れていただかないと我々は譲渡を受け入れない、こういう考えになると思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 特に鉄道施設の強化という部分では、対象事業を明記しているわけありますね。いわば鉄道の軌道にかかる部分でありますけれども、レール、枕木、土工等々。しかし、現時点では相当老朽

化しております。この山田線の整備時期を考えますと、非常に大変な中でいわばやっつけ仕事でできたのが今の山田線だというふうな現状にある中で、例えば将来の問題にもなるわけでありますが、JRは移管協力金ということの中で、原則的にはこの30億円の使い道を特定してきております。どういう特定をしているのかといいますと、営業費用と運賃補助、基本的には今回の3条件というものについては、営業費用と運賃補助だと。この営業費用の中には災害復旧も含むんだと、これはこれから話になるわけでもありますけれども。

そうしますと、現時点で例えばのり面が不安定な状態で、しかもそれを支える壁みたいなものが、いわば木の枕木を横に並べたような箇所もあると。そういうところは、ではどうなるんだろうかと。今回の覚書に当たって、JRがいわば三鉄に施設を引き継ぐに当たって外れる部分なんですよ。少なくとも基本事項及び覚書の内容では文言として出てこない部分があるということですが、これ等についてはそういうふうな認識はございますか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） おっしゃっている部分の意味はわかります。先ほど説明したとおり、受け渡し時点では万全を期して受け渡しをいただくというのは原則だというふうに考えております。その後に関しましては、譲渡を受けた側の責任になるというのも事実ではございますので、そこら辺は、いずれ、今のところいわゆる三鉄さんとJRさんでは全線チェックはしております。ただ、そこに沿線自治体の部分はかかわっておりませんので、我々もどの箇所が必要かというのは詳しくはまだ現実的に調査しておりません。ケース・バイ・ケースの中でそこら辺は対応していく部分もあるかと思いますが、今回の中で、引き渡しを受けるまでにしっかりと、将来部分も見据えてJRさんにやっていただくというのが一番いいのかなというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 三陸鉄道はいわば新幹線の基準で整備されていると。考えてみると、私たちは東北新幹線、まだ整備されておりませんでしたけれども、その当時は東北本線、そして日本海を走る縦貫線、ないのは三陸縦貫だということで、仙台から八戸までの三陸縦貫鉄道をつくろうというふうなやっぱり大きな声があって、その流れの中で、いわば現在のルートが示されたというように私は思っているんです。

しかし、そのときには国鉄の分割民営化の問題、国鉄の赤字問題、いろいろな問題が出てきまして、最終的にはまだ整理のされていないこの部分については国鉄については整理をしない、地元の熱意、三鉄でやるんだという中でできたのが今の三陸鉄道であります。当然これは完成後は、私はやっぱり三陸縦貫鉄道でありますから、仙台から八戸まで一気にやっぱり走れるような、ある意味準新幹線レベルの軌道が整備されているとなると、これは新しい地域の観光資源にもつながると思っているんですが、残念ながら気仙地区におきましてはBRTであります。現時点では寸断されております。鉄道で仙台に行くということに関してはです。そういう問題もありますので、気仙地区におきましてもBRTはこれはあくまでも仮の復旧だと。あくまでも鉄路の復旧を前提に、いわばBRTを認めたという経過がありますので、将来的には、やっぱりそういう展望を持つて私は整備を見通していきたいと思っているんですが、この三陸縦貫鉄道というお話は、かなり当時の自民党的国会議員も含めて政府のほうに要望した内容でもあったんです。ですから、私はこの三陸鉄道は、新幹線基準で整備されたのかなと思っております。

したがって、今回の復旧に当たって、この三鉄の施設水準で整備する。これは非常に私はありがたいことだなと思っておりますが、当然そこで駆け引きが出てきます。これはこれから大きな課題になろうかと思うんですが、いかんせん大変、宮古盛岡間もそうですが、宮古釜石間も非常に劣悪な軌道でありますので、ぜ

ひこれにつきましては政治力も総動員しまして、将来の地域の希望のレールになるよう強く要望して私は終わりたいと思います。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 2つ。

覚書の4、「乙の既存車両と一体運営が可能な新造車両8両又は当該車両の購入費相当額の金銭によるものとする」と。ここの文言で、新造車両8両と、8両というふうに車両の数を特定しているんですが、この根拠といいますか、は何でしょうか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） JRさんの言い分といいますか、によりますと、震災前の宮古釜石間は11本ありました。三陸鉄道の現有車両と比べた場合に、ダイヤ等を同程度組んだ場合に、鉄道事業者であるJRから見れば8両で十分賄える。そういう判断での当初からの提案でございました。ただ、その時点では8両が新車なのか中古なのか、そういった部分が全くわからなかったわけでございますけれども、今回は新車という形で明らかに明言されておりまし、場合によってはお金でも構わないと、こういうことでございますので、そこの数量に関しては、三陸鉄道はできれば10両というような希望を出していたというのも事実ではございますけれども、中古で8両もらうよりは新車のというところもありますので、当時のJRの提案から見ればここも大分前進した内容だということで、そこは今回も判断する材料の一つというふうにはなっております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 参考までに、新造車両8両だと、JRのほうでは金銭に直した場合の金額を示してい るものなんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） JR側は金額は示しておりません。ただ、震災後、三陸鉄道さんで新車両をクウェート基金で購入いたしましたけれども、現時点で大体1両1億5,000万。ですから、けさ、岩手日報さんに載った記事は基本的に私が確認している数字と同じ、8掛ける1.5で12億円相当ということになります。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 最後。

同じく覚書の3、この協力金30億にかかる覚書の部分ですが、書いてあるとおりに読めば、「将来発生した場合における災害復旧及び施設更新」と、こう書いてありますので、いわゆる今回の津波、大地震による災害復旧のことをここで言っているんではなく、譲渡を受けた後、三鉄が移管運営をした後に起きたであろう災害が発生した場合のという、当然だと思うんですが、確認の意味で、そこはもう明解なわけですね。

○企画課長（山崎政典君） はい。

○20番（落合久三君） わかりました。

終わり。

○議長（前川昌登君） ほかに質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前川昌登君） なければ、ここで竹花総務常任委員長より発言の申し出がありますので許可します。

竹花総務常任委員長。

○21番（竹花邦彦君） 議長の配慮に感謝を申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたが、昨日、三陸鉄道の望月社長と総務常任委員会とで意見交換をさせていただきました。その意見交換会を踏まえて総務常任委員会として市に意見を申し上げて、ぜひ対応をお願いしたい、こういう趣旨で発言の許しをいただきたいというふうに思っております。

その内容は、今後、文書合意がなされて締結をされていくべきですが、その復旧工事に当たって、JR東日本と三陸鉄道との現場対応をしっかりと保証すべきだ、保証するように市としてもしっかりと意見反映をしてほしいという内容であります。それは何かといいますと、望月社長は、被災した箇所は復旧工事が行われますので、さほど軌道等の改良整備等については心配をしていない、問題は被災をしていない箇所だというふうに言っております。それは先ほど田中議員も内容的には触れているわけでありますが、つまりJR山田線の軌道は古いレール等が残っておりますのでかなり劣化をしている。その上に震災4年が経過をしておりますから手つかずで残っているわけです。そういう意味で一層劣化が進んでいる可能性もある。あるいは、現場を見るとレールのすき間が広がっていたり、土砂崩れが起きるような箇所も相当数見受けられる。問題は、そういったところについては実際に工事をしてみないとわからない点もいっぱい出てくるだろうと。その際に、いわばJR東日本と三陸鉄道が個別に協議をして現実対応をしていくという場面が、これが相当数出てくるのではないかということであります。

そこで、私ども総務常任委員会とすれば、これから復旧工事が開始されて現場が見えてくれば、基本合意あるいは覚書等に書き込まれていないさまざまな点で改善、改良してもらわなければならぬ箇所、内容が出てくることが十分に予想されるだろうというふうにきのうの意見交換の中で感じたところであります。

こうしたことから、ぜひ、市が今後具体的な協議等に当たっていく際に、県とJRに対して、今申し上げたようにJRと三陸鉄道で現場状況を踏まえた個別協議、あるいは具体的な対応の保証と実施をすべきだということについて意見反映をぜひ行っていただきたい。このことを総務常任委員会で確認をいたしましたので、ぜひその対応をお願い申し上げたいというふうに思います。市長、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（前川昌登君） ほかになければ、この件につきましてはこれで終わりたいと思います。

閉 会

○議長（前川昌登君） そのほか、皆様から何もなければ、これをもって議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後 1時54分 閉会

宮古市議会議長 前 川 昌 登